農地の売買、貸借等の許可（農地法第３条）の
ポイントと申請から許可までの流れ

農地の売買、贈与、貸借などには、農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は無効となりますのでご注意ください。

農地法第３条の許可基準

農地法第３条に基づく許可を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

・申請地を含め、所有しているまたは借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
・申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること
・申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積（※）以上であること
・申請地の周辺の農地の利用に影響を与えないこと

※　下限面積とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。

中央市農業委員会では、下限面積を次のように定めています。

地域	下限面積
市内全域	５０アール

〔下限面積設定理由〕

下限面積を設定するに当たっては、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、耕作者総数の４割を下らないよう農地法施行規則第２０条第１項第３号で規定されている。

2005 年農林業センサスの調査結果を用いたところ、全体で 1164 世帯に対し、40 アール未満の耕作者が 464 世帯と全体の 39.9%となっているので、平成 23 年 7 月 22 日開催の農業委員会定例総会において、現行の下限面積である 50 アールとした。

なお、農林業センサスの結果が大幅に変わった、または、社会情勢が大きく変貌したなどの際に再度検討することとし、その間は 50 アールとすることとした。

農地法第３条許可事務の流れ

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続などをご説明いたします。

中央市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を農業委員会定例総会への議案提出締切日（毎月 10 日）から 15 日前後と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の流れ

申請についての相談	農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。
申請書の記入	申請内容に応じて申請書（農業委員会事務局にあります）をご記入いただきます。 なお、記入に当たっては、別添の記入例をご参照ください。
必要書類の入手	別添の必要書類一覧をご参照ください なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。
申請書提出前の再確認	記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可まで時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。 申請前にもう一度、記入例や必要書類一覧でご確認ください。
申請書の提出／受付	ご足労ですが、農業委員会事務局までお越しください。

農業委員会の流れ

申請書の提出／受付	毎月１０日締切（閉庁日除く）受付けいたします。
申請内容の審査	申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第３条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。 また、地区担当委員による現地確認を行います。 地区担当委員が申請者の方からお話をお聞きする場合がありますので、ご承知おきください。
農業委員会総会	毎月２４日前後に開催される農業委員会総会で、許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。
許可書の交付	ご足労ですが、農業委員会事務局までお越しください。